

様式第 3 号

市有財産売却の媒介に関する契約書

亀山市(以下「甲」という。)と宅地建物取引業者 _____
(以下「乙」という。)とは、市有財産売却の媒介に関する協定書(以下「協定書」とい
う。)に基づき、次のとおり市有財産売却の媒介に関する契約を締結する。

(総則)

第 1 条 甲及び乙は、地方公共団体及び宅地建物取引業にかかる社会的使命を有する立場
と双方の信義、誠実の原則に立ち、市有財産売却の適正かつ円滑な推進と宅地建物取引業
の健全な発展に資するものとする。

(契約の趣旨)

第 2 条 甲は、次に掲げる土地(以下「市有財産」という。)の売却を行うにあたり、乙に買
受希望者と甲との媒介を委託するものである。

物件番号	所在地	地目	地積	売却価格
			m ²	円

(業務の内容及び媒介報酬の支払い)

第 3 条 乙は、市有財産等の売却にあたり、買受希望者と甲との媒介を行い、次に掲げる書
類を甲に媒介契約の有効期間内に提出しなければならない。

- (1) 市有財産売却の媒介申請書
- (2) 市有財産買受申請書
- (3) その他甲が指示する書類

2 甲は買受希望者から売買代金が納付され、登記手続きが完了した後、乙からの請求に基
づき媒介報酬を支払うものとする。

(媒介報酬の額)

第 4 条 前条の媒介報酬の額は、協定書第 10 条の規定に定められた額とする。

(買受希望者へ報酬等の請求の禁止)

第 5 条 乙は、前条の規定による報酬のほか、名目を問わず、甲又は買受希望者に一切の金
品を請求できないものとする。

(苦情の処理)

第 6 条 乙は、甲に対して市有財産売却の媒介を行うにあたり、第三者との間に苦情、紛争
が発生したときは、乙の責任において、これを処理するものとする。

(甲の解除権)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 媒介業務の処理が不相当と認められるとき。
- (3) この契約を履行することができないと認められるとき。

(費用の負担)

第8条 この契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(媒介契約の有効期間)

第9条 この契約の有効期間は、契約日から 年 月 日までとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、この媒介により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙は協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、甲と乙が記名・押印してそれぞれ1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 亀山市本丸町577番地
亀山市
亀山市長

乙 免許番号 国土交通大臣 () 号
三重県知事 () 号
所在地
商号
代表者名